

職員給与規程

制定 平成22年 3月19日

改正 平成22年12月 1日 平成23年12月 1日

平成25年 6月20日 平成26年 9月25日

平成26年11月20日 平成27年12月 1日

平成28年 3月10日 平成28年 9月15日

平成28年12月 1日 平成30年 3月 8日

(趣旨)

第1条 この規程は、職員就業規程（平成27年12月1日制定。以下「就業規程」という。）第44条の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の定義)

第2条 この規程において職員とは、公益財団法人平塚市まちづくり財団（以下「財団」という。）に勤務する常時勤務する者のうち、嘱託職員、臨時職員及び非常勤職員を除く職員をいう。

(給与)

第3条 給与は、給料及び手当等とする。

2 給料は正規の勤務時間による勤務に対する報酬として支給し、手当等は扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当として支給する。

(給料表)

第4条 職員の給料表は、別表1のとおりとする。

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表の定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる標準的な職務の内容は、別表2に定めるもののほか、理事長が定める。

3 職員の給料は、年齢、学歴、職歴、免許資格、勤務成績等を考慮し、理事長が定める。

4 新たに職員となった職務の級及び号級は、理事長が定める。

(昇給・昇格)

第5条 職員が一つの職務の級から1級上位の職務の級に移った場合の号給は、理事長が定めるところにより決定する。

2 職員の昇給は、職員の初任給、昇格、昇給等に関する細則（平成22年4月1日制定。以下「細則」という。）で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

3 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である職員にあっては、3号給）とすることを標準として細則で定める基準に従い決定するものとする。

4 細則で定める年齢を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。

5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

6 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給料の支給)

第6条 給料及び手当等は、月の初日から末日までを給与期間とし、給料並びに扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当及び管理職手当については当月分をその20日に、時間外勤務手当、休日勤務手当及び管理職員特別勤務手当にあっては当月分を翌月の20日に支給する。ただし、その支給日が日曜日、休日（就業規程第31条に規定する休日をいう。以下同じ。）又は土曜日に当たるときは、これを繰り上げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が特別の事情があると認めるときは、その都度同項の支給日を変更することができる。

(給料支給の特例)

第7条 新たに職員となった者にはその日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(給料の減額)

第8条 職員が正規の勤務時間に勤務しない場合は、理事長の承認があつたとき(就業規程第40条の規定による介護休暇及び同規程第41条の規定による育児休暇の承認を受けた場合)を除くほか、その勤務しない1時間当たりの給与額(以下「1時間当たりの給与額」という。)を減額して給与を支給する。

2 減額すべき給与の基礎となる勤務をしなかった時間数は、その給与期間の全時間数によって計算するものとし、端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときはこれを切り捨てるものとする。

(退職者の給与)

第9条 職員が職務上負傷し、又は疾病にかかり就業規程第13条第1項第1号に掲げる事由に該当して退職されたときは、その退職の期間これに給与の全額を支給する。

2 職員が前項以外の心身の故障により、就業規程第13条第1項第1号に掲げる事由に該当して退職されたときは、その退職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が就業規程第13条第1項第2号に掲げる事由に該当して退職させられたときは、その退職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

(扶養手当)

第10条 扶養手当は、扶養親族のあるすべての職員に支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主として職員の扶養を受けている者をいう。

(1) 配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情のあるものを含む。以下同じ。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(4) 60歳以上の父母及び祖父母

(5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(6) 心身に著しい障害がある者

3 扶養手当の月額は、平塚市一般職員の給与に関する条例(昭和26年平塚市条例第28号。以下「平塚市給与条例」という。)によって定める額に準ずる。

(扶養手当の届出)

第11条 職員は、前条第2項の各号に該当する要件を具備する者が生じた場合又は要件を欠く者が生じた場合は、直ちに、その旨を届け出なければならない。

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出がない場合においてその職員に新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者が生じたときはその事実の生じた日の属する月の翌月(これらの

日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が退職、免職又は死亡した場合にはそれぞれの事実が生じた日、扶養手当を受けている職員の扶養親族が扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、その届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

(地域手当)

第12条 職員には民間の賃金水準を基礎として、物価等を考慮して、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額は、平塚市給与条例によって定める額に準ずる。

(住居手当)

第13条 職員には次に掲げる区分に応じ住居手当を支給する。

(1) 自ら居住している住宅を借り受け家賃、使用料等を支払っている職員

(2) 自己の所有する住宅に居住する職員

(3) 前各号以外の職員

2 前項の規定による住居手当の額は、平塚市給与条例によって定める額を基準とし、予算の範囲内で定める。

(住居手当の届出)

第14条 新たに住居手当の支給を受ける職員としての要件を具備するに至った職員は、速やかに、届出をしなければならない。また住居の種類、家賃の額等の変更があった場合においても同様とする。

(住居手当の支給の始期等)

第15条 住居手当の支給は、その要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、当該要件を欠くに至ったときは、その日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、前条の規定による届出がその事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用して、その運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満の場合であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自転車、原動機付自転車及び自動車(以下「自転車等」という。)を使用することを常例とする職員(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満の場合であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満の場合であるものを除く。)

2 前項各号に規定する通勤することが著しく困難である職員とは、身体障害のため歩行すること

が著しく困難な職員であつて交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると理事長が認めるものをいう。

3 通勤手当の額は、平塚市給与条例の額によって定める額を基準として、予算の範囲内で定める。
(通勤手当の届出)

第17条 新たに通勤手当の支給を受ける職員としての要件を具備するに至った職員は、速やかに、届出をしなければならない。また通勤方法の変更、運賃等の改正等があった場合も同様とする。
(通勤手当の支給の始期等)

第18条 通勤手当の支給は、第15条に規定する住居手当の支給に準ずるものとする。
(通勤手当の支給できない場合)

第19条 職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの間の全日数にわたって通勤しないときは、その月の通勤手当を支給することができない。
(時間外勤務手当及び休日勤務手当)

第20条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき給与額(給料の月額とこれに対する地域手当の合計月額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたものから116.25時間を減じたもので除して得た額をいう。以下次項から第3項において同じ。)の100分の125を、その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150を時間外勤務手当として支給する。

2 正規の勤務時間外に勤務することを命じられ、正規の勤務時間外にした勤務の1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき給与額に、100分の150(その勤務が午後10時から翌朝の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外手当として支給する。この場合において、前項の規定による勤務(この項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る勤務に限る。)が理事長の定める日の勤務に当たるときは、同日に前項の規定による勤務をした全時間に対して勤務1時間につき勤務1時間当たりの給与額に100分の25を加給することができる。

3 就業規程第45条に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に、100分の150(その時間が午後10時から翌朝の午前5時までの間である場合は、100分の175)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

4 休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、勤務した全時間に対して勤務1時間につき前項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次項に規定する割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

5 前項に規定する割合は、その勤務が5時から22時までの間である場合は、100分の135とする。

6 就業規程第32条及び第33条の規定により振替休日とした場合の手当等については、別に定める。

(管理職手当)

第21条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その職務の特殊性に基づき課長及び課長代理の職務にある職員に対して支給する。

2 管理職手当の月額を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 課長の職務にある者 80,000円

(2) 課長代理の職務にある者 70,000円

3 前2項の規定により管理職手当を支給される職員には、第20条の規定は適用しない。

(管理職員特別勤務手当)

第22条 前条第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により週休日(就業規程第30条に規定する週休日をいう。以下同じ。)又は休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、当該週休日又は休日に就業規程第32条第1項の規定を適用させた場合には、支給しない。

2 前項に規定する場合のほか、前条第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項に規定する勤務1回につき、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額(当該勤務に従事する時間が7時間45分を超える場合には、当該区分に定める額に100分の150を乗じて得た額)

ア 課長の職務にある者 8,000円

イ 課長代理の職務にある者 6,000円

(2) 前項に規定する場合 同項に規定する勤務1回につき、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定める額

ア 課長の職務にある者 3,500円

イ 課長代理の職務にある者 3,000円

(期末手当)

第23条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)に、それぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における者の在職期間に応じて、予算の範囲内において別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

(勤勉手当)

第24条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、予算の範囲内において別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。

(退職手当)

第25条 1年以上勤務した職員が退職する場合には、平塚市職員の退職手当に関する条例(昭和29年平塚市条例第20号)に定める方法及び額を基準にして、予算の範囲内で退職手当を支給する。ただし、就業規程第66条の規定による懲戒解雇の場合は、この退職手当を支給しない。

(改廃)

第26条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第27条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は、平塚市給与条例及び同施行規則等を基準として理事長が決定する。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規程に定めるもののほか、職員のうち、公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年平塚市条例第2号)に基づき財団に派遣された職員については、平塚市の職員の給与等に関する条例等に準じて理事長が別に定める。

3 平成28年10月1日から平成29年3月31日までの間、次の表の一般職給料表(月額)の

適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級である者の給料月額、第4条第1項の規定にかかわらず、規定する給料月額から、その額に同表の割合欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

給料表	職務の級	割合
一般職給料表（月額）	全ての級	100分の1

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第4条及び別表の改正規定は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

- この規程は、平成26年11月27日から施行し、改正後の別表の規定は、平成26年4月1日から適用する。
- 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による内払いとみなす。

附 則

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

- この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における管理職手当の月額、第21条第2項第1号の規定にかかわらず、同号の規定による額から当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

- この規程は、平成28年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 平成32年3月31日までの間、施行日の前日から引き続き一般職給料表（月額）の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 平成28年10月1日から平成29年3月31日までの間にあっては、前項中「受けていた給料月額」とあるのは「受けていた給料月額（以下この項において「基礎給料月額」という。）から当該基礎給料月額に規程附則第3項の表の割合欄に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額」とする。

附 則

- この規程は、平成28年12月1日から施行する。
- 改正後の職員給与規程別表第1（1級、2級1号給から52号給まで、3級1号給から19号給まで、4級1号給から15号給まで及び5級1号給の給料月額に限る。）の規定は平成28年4月1日から、改正後の職員給与規程別表第1（1級、2級1号給から52号給まで、3級1号給から19号給まで、4級1号給から15号給まで及び5級1号給の給料月額を除く。）の規定は同年10月1日から適用する。

3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による内払いとみなす。

附 則

- 1 この規程は、平成30年3月8日から施行する。ただし、職員給与規程第10条及び第11条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の職員給与規程別表第1の規定及び改正後の嘱託職員の給料の額等及び勤務時間に関する規程第3条第1項の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 3 改正後の職員給与規程の規定及び改正後の嘱託職員の給料の額等及び勤務時間に関する規程の規定を適用する場合においては、改正前の職員給与規程の規定及び改正前の嘱託職員の給料の額等及び勤務時間に関する規程の規定に基づいて支給された給与等は、改正後の職員給与規程の規定及び改正後の嘱託職員の給料の額等及び勤務時間に関する規程の規定による内払いとみなす。

別表第1(第4条関係)

一般職給料表(月額)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	149,300	160,400	226,300	233,700	262,100	287,600	317,800	359,500
2	150,700	162,500	228,000	235,400	263,900	289,800	320,000	362,100
3	152,000	164,600	229,700	237,000	265,700	292,100	322,300	364,600
4	153,200	166,600	231,500	238,600	267,700	294,200	324,600	367,000
5	154,500	168,700	233,300	239,700	269,500	296,300	326,800	369,000
6	156,100	170,600	234,600	241,300	271,500	298,500	328,500	371,300
7	157,500	172,400	235,800	242,900	273,300	300,700	330,300	373,400
8	159,000	174,200	237,000	244,300	275,400	302,800	332,200	375,600
9	160,400	176,100	237,800	245,900	277,400	304,900	334,100	377,900
10	162,500	177,800	239,700	247,600	279,400	307,100	336,400	380,300
11	164,600	179,400	241,600	249,000	281,500	309,200	338,500	382,500
12	166,600	181,200	243,200	250,700	283,500	311,400	340,800	384,900
13	168,700	182,800	244,900	252,400	285,700	313,600	343,000	387,100
14	170,600	184,900	246,300	254,000	287,800	315,600	345,000	389,600
15	172,400	187,000	247,500	255,700	289,800	317,600	347,100	391,900
16	174,200	189,000	248,900	257,600	291,800	319,600	349,100	394,400

17	176,100	191,200	250,500	259,400	293,800	321,500	350,700	396,500
18	177,800	192,900	252,300	261,300	295,800	323,600	352,600	398,300
19	179,400	194,600	254,200	263,000	297,800	325,600	354,400	400,200
20	181,200	196,300	256,100	264,900	299,700	327,700	356,200	401,900
21	182,800	197,900	257,900	266,800	301,600	329,600	358,000	403,800
22	184,700	199,500	259,400	268,500	303,300	331,700	359,600	406,000
23	186,600	201,100	260,900	270,300	305,000	333,800	361,300	408,300
24	188,400	202,700	262,500	272,000	306,700	335,800	362,900	410,600
25	190,200	204,300	264,200	273,800	308,100	337,400	364,500	412,600
26	191,600	206,000	266,100	275,700	310,500	339,200	366,600	414,100
27	193,000	207,700	267,900	277,600	312,700	341,000	368,700	415,800
28	194,400	209,400	269,500	279,200	315,000	343,000	370,900	417,500
29	195,900	211,100	271,200	280,900	317,200	344,700	372,600	419,100
30	197,400	212,900	272,700	282,600	319,100	346,500	374,200	420,600
31	198,800	214,600	274,200	284,400	321,100	348,400	375,800	422,100
32	200,200	216,300	275,600	286,200	323,100	350,200	377,400	423,500
33	201,500	218,200	277,000	287,900	324,600	352,000	379,200	424,900
34	202,700	220,100	278,500	289,700	326,400	353,800	380,700	426,300
35	204,000	221,900	279,900	291,500	328,100	355,500	382,300	427,600
36	205,200	223,700	281,500	293,300	330,000	357,200	384,100	428,900
37	206,400	225,500	282,900	294,900	331,800	358,400	385,700	430,200
38	207,700	227,000	284,400	296,400	333,700	359,600	387,100	430,900
39	209,000	228,500	285,900	297,700	335,600	360,800	388,500	431,600
40	210,300	229,900	287,500	299,200	337,300	362,000	389,700	432,300
41	211,500	231,100	288,700	300,700	339,200	363,300	390,900	433,000
42	212,600	232,800	290,400	302,500	341,100	364,400	391,800	433,900
43	213,600	234,200	291,800	304,300	343,100	365,700	392,700	434,700
44	214,600	235,700	293,400	306,000	344,900	366,900	393,600	435,600
45	215,500	237,200	295,000	307,200	346,300	368,100	394,200	436,600
46	216,400	238,600	296,700	308,500	347,700	369,100	395,000	437,400
47	217,200	239,900	298,300	309,800	349,100	370,000	395,800	438,000
48	218,200	241,300	300,000	311,200	350,600	371,000	396,600	438,700

49	218,700	242,700	301,200	312,600	352,100	372,000	397,100	439,600
50	219,700	243,900	302,800	314,300	353,200	373,400	398,200	440,400
51	220,600	245,100	304,300	316,000	354,600	374,700	399,400	441,300
52	221,500	246,300	305,800	317,600	355,800	376,000	400,300	442,200
53	222,200	247,400	307,200	319,400	357,100	377,100	401,400	443,200
54	223,100	248,700	308,600	320,500	358,200	377,800	401,800	444,100
55	223,800	250,000	310,000	321,500	359,200	378,500	402,200	445,000
56	224,700	251,500	311,300	322,500	360,400	379,200	402,400	445,700
57	225,600	253,100	312,700	323,200	361,600	379,800	402,600	446,600
58	226,700	254,600	313,600	324,200	362,300	380,600	403,100	447,500
59	227,800	256,000	314,500	325,200	363,000	381,400	403,600	448,300
60	229,100	257,300	315,300	326,200	363,700	382,300	404,300	449,200
61	230,100	258,600	316,100	327,400	364,300	383,100	404,700	450,000
62	230,400	259,700	317,000	327,900	364,900	383,600	405,300	450,800
63	230,700	260,900	317,900	328,800	365,600	384,000	405,800	451,700
64	231,200	262,100	318,800	329,700	366,300	384,400	406,200	452,500
65	231,700	263,300	319,700	330,600	366,800	384,800	406,600	453,500
66	232,400	264,500	320,600	331,400	367,800	385,400	407,100	454,200
67	233,200	265,800	321,700	332,200	368,800	386,000	407,800	455,000
68	234,000	267,200	322,600	333,100	369,800	386,600	408,300	455,800
69	234,900	268,500	323,300	334,000	370,500	387,200	409,100	456,700
70	235,600	269,800	323,900	334,800	370,900	387,900	409,900	457,300
71	236,300	271,300	324,500	335,600	371,400	388,800	410,600	458,200
72	236,900	272,700	325,100	336,300	371,800	389,600	411,300	459,300
73	237,600	273,900	325,800	336,900	372,200	390,300	412,200	460,200
74	238,400	274,800	326,600	337,600	372,900	391,100	413,000	461,000
75	239,300	275,500	327,200	338,100	373,700	391,900	413,700	461,800
76	240,100	276,300	328,000	338,700	374,400	392,600	414,300	462,600
77	240,700	277,000	328,800	339,200	375,000	393,500	415,100	463,400
78	241,400	278,200	329,500	340,100	375,600	393,900	415,900	464,200
79	242,100	279,300	330,300	341,000	376,300	394,300	416,800	465,000
80	242,800	280,500	331,200	341,800	376,900	394,700	417,700	465,800

81	243,300	281,300	332,100	342,600	377,400	395,100	418,600
82	243,700	282,200	333,100	343,100	378,100	395,900	419,500
83	243,900	283,000	333,700	343,700	378,800	396,700	420,400
84	244,300	283,900	334,600	344,300	379,400	397,400	421,300
85	244,700	284,800	335,500	344,900	379,900	398,100	422,200
86	245,800	285,700	336,100	345,600	380,300	398,900	
87	246,900	286,700	336,700	346,400	380,600	399,800	
88	247,900	287,600	337,300	347,100	380,900	400,700	
89	248,900	288,500	337,900	347,800	381,200	401,600	
90	249,100	289,400	338,600	348,200	381,600	402,500	
91	249,300	290,100	339,300	348,700	381,900	403,300	
92	249,600	290,900	340,000	349,100	382,200	404,200	
93	249,900	291,400	340,700	349,300	382,500	405,000	
94	251,300	292,200	341,200	350,000	382,800	405,900	
95	252,600	292,800	341,700	350,700	383,100	406,700	
96	253,900	293,600	342,100	351,300	383,400	407,500	
97	255,200	294,200	342,600	352,100	383,700	408,500	
98	255,300	294,500	343,100	352,300	384,000	409,400	
99	255,500	295,100	343,600	352,400	384,300	410,200	
100	255,700	295,600	344,100	352,600	384,600	411,000	
101	255,900	296,200	344,300	352,700	384,900	411,900	
102		297,100			385,200		
103		298,000			385,500		
104		299,000			385,800		
105		300,000			386,100		
106		300,300			386,400		
107		300,500			386,700		
108		300,900			387,000		
109		301,100			387,300		
110		301,400			387,600		
111		301,900			387,800		
112		302,300			388,000		

113		302,700			388,200		
114					388,400		
115					388,600		
116					388,800		
117					389,000		
118					389,100		
119					389,300		
120					389,500		

別表 2 (第 4 条関係)

一般職等級別基準職務表

職務の級	職務の内容
1 級	主事補の職務
2 級	主事の職務
3 級	主任の職務
4 級	主査の職務
5 級	高度な知識及び経験を有する主査の職務
6 級	主管の職務
7 級	課長の職務 課長代理の職務
8 級	部長の職務